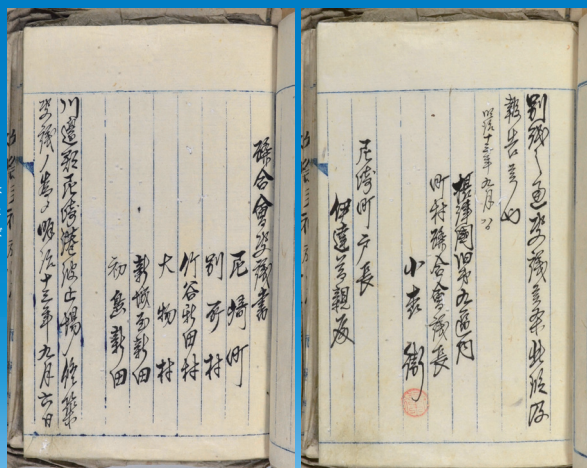
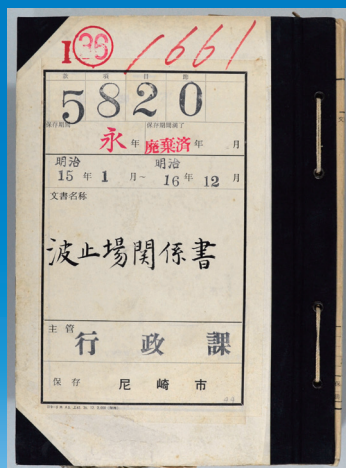


第二節〈史料編〉 1

歴史的公文書



「明治一五・一六年波止場関係書」
(尼崎市が保存する最古の歴史的公文書)

歴史的公文書とは 行政機関は、日々の業務のなか

で公文書を作成しています。政策の企画・立案や行政処分の実施などに関する意思決定のための起案文書あるいは上位機関や外部からの通達・照会等を受け入れる收受文書などがあり、これらに付随する行政資料（刊行物）も広い意味での公文書に含まれます。

公文書の多くは保存年限が定められ、現用文書として不要となったのち廃棄されます。これらの公文書のうち歴史的価値を有するものが「歴史的公文書」であり、これを選別・保存し情報資源・歴史資料として広く市民に公開する機能役割を担うのが公文書館です。

近代史料としての歴史的公文書 歴史的公文書は、

史料としてどのように利用することができるのでしょうか。市の公文書館である地域研究史料館の日々のレファレンスから例をあげると、過去の都市行政を検証するため議会会議録や事業記録を調べる、市村合併関係書や土地台帳を使って合併条件や公有地の取得来歴を確認する、『尼崎市公報』などの行政資料と地域史料や記憶を重ね合わせることで人々の暮らしを再現するといった、民間・行政双方の多様な利用があります。

このように、歴史的公文書は過去の行政施策の歴史的説明責任に関わるものであると同時に、地域史料とともに活用することで、地域史を紐解く基本的な情報資源となり得る史料であるということができます。

尼崎市の歴史的公文書 次頁の「市域の変遷」図に

あるように、尼崎市は大正五年（一九一六）に市制を施行し、さらに周辺五村と合併して現在の姿となりました。このため市が保管している歴史的公文書には、前身である尼崎町及び合併村の文書が含まれます。

昭和三十七年（一九六二）に始まる市史編集事業の過

程で、市は歴史的公文書の保存状況に関する調査を行ないました。その結果、多くの貴重な文書が確認された一方で、旧尼崎町・市に比べて合併村文書の保存状況が良くないことがわかってきました。合併時の引き継ぎ不徹底に加えて、昭和二五年のジェーン台風により当時の市庁舎文書庫が浸水し、一階に収蔵されていた合併村文書の多くが失われました（『尼崎市史』第三巻「尼崎市史編集事業経過」による）。その後史料館に移管された歴史的公文書をみても、合併村の文書は冊数が少なく、内容的にも偏りがあります。

市史編集事業のなかで調査し、保存を確認した歴史的公文書のうち、近代の文書を『尼崎市史』第三巻近代編の基礎史料として活用し、このうちくに重要なものを第七巻・第八巻の近代史料編に翻刻掲載しています。特に市制施行以後を扱う第八巻は、市役所文書が掲載史料の主要部分を占めています。

市史編修室の事業を受け継ぐ形で、昭和五〇年に地域研究史料館を設置して以降、歴史的公文書の選別・保存が制度化されました。年度ごとに廃棄される文書から歴史的公文書を選別・収集するほか、不定期に廃棄される永年保存文書（保存年限を定めない文書）も収集しています。明治期から昭和戦前期の文書の多くは史料館に移管されていますが、引き続き現用文書として市役所庁舎内に保存されているものもあります。

保存状況 史料館が所蔵する歴史的公文書のうち、

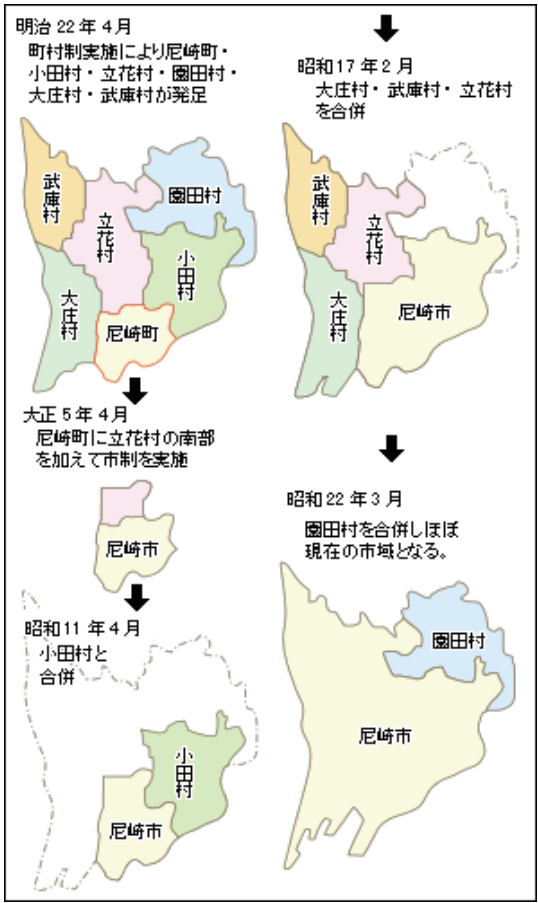
行政資料を除く簿冊形態の文書の保存状況と特徴を、文書作成主体ごとにとめると次のようになります。

尼崎町 尼崎町役場文書は比較的良く残っていて、町制施行以前の戸長役場時代である明治一五年（一八八二）から市制が施行される大正五年まで、計

九七点にのぼります。戸籍や兵事といった特定分野の文書が欠けているものの、それ以外の業務については比較的偏りなく文書が残っていて、とくに庶務・社寺関係、町議会会議録が充実しています。明治期の庶務関係書には、事務分掌が細分化されていない時代状況を反映して広範囲の業務の文書が綴られており、当時の町政全般について知り得る貴重な情報源といえます。

尼崎 市 大正五年の市制施行から、昭和二〇年のアジア太平洋戦争敗戦までの尼崎市役所文書は、約四四〇点にのぼります。尼崎市は、尼崎町に立花村の一部を加えて市制を施行したのち、昭和一一年に小田村と解消合併、昭和一七年に大庄・立花・武庫の三村を合併し、昭和二二年に園田村を合併してほぼ現在の市域となります。このため市役所文書が記録する市域の範囲は、その文書の作成時期によって異なります。

市役所文書に収録されている業務の範囲は、土木・都市計画、起債、勸業、衛生、教育など広範囲に及ん



市域の変遷 (Web版尼崎地域史事典“apedia”より)

でいます。その一方で、尼崎町役場文書と同様に、戸籍・兵事関係の文書はほとんど残っていません。通常業務に関する簿冊に加えて、そのときの重要な事件や出来事に関する独立した簿冊が作られる場合もあります。大正七年の米騒動を記録した「臨時事件関係書」、昭和九年の室戸台風に関する簿冊、市村合併関係書、さらには十五年戦争期の防空・戦没者・疎開関係簿冊などがこれにあたります。

小田 村 小田村役場文書の点数は合併村のなかでもっとも少なく、明治四〇年から尼崎市と解消合併する昭和一一年までの二六六点が残っています。旧財産台帳や歳入歳出予算決算表、統計台帳などが含まれます。

大庄 村 大庄村役場文書は、明治二五年から昭和一八年までの一六〇点が残っています。尼崎市役所文書に次いで点数が多く、内容も多岐にわたります。純然たる農漁村地域が、昭和初期以降急速に工業地帯化することを反映して、農漁業・商工業関係簿冊や工場・会社台帳、産業・労働統計など、経済分野の簿冊が充実しています。室戸台風の「風水害関係書」、市村合併関係文書、都市計画関係文書などが特徴的なのに加えて、「村章制定関係書」という他に例のない簿冊も残っています。

立花 村 立花村役場文書は、明治二二年から昭和一七年までの五九点が残っています。村議会の議案書・

会議録と、例規及び庶務関係が多くを占め、業務全体からみるとごく一部の文書にとどまっています。

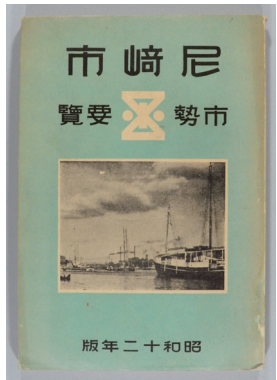
武庫 村 武庫村役場文書の点数は少なく、明治三六年から昭和一七年までの三一点が残っています。村議会・土木関係が多くを占めるほか、市村合併関係書などがあります。

園田 村 園田村役場文書は五〇点が残っています。その多くは村議会の議案書と会議録で、会議録は明治三〇年から昭和二一年まで、一部の年代を除いて揃っています。特筆すべきものとして、昭和二年以降、つまり日中戦争期からアジア太平洋戦争期の戦没者遺族台帳があります。個人情報保護のため現段階では非公開していますが、貴重な戦時期の史料といえます。

特徴的な歴史的公文書・行政資料(刊行物)

事務報告書 明治二二年に市制・町村制が施行されて以降、各役場が議会に年間の事務について報告するために作成した報告書です。各年ごとの役場業務の概要が記されており、事業の変遷やそのときどきの重要事項を知ることができる、きわめて有効な史料です。町時代の一部の年代を除いて、尼崎町・市の事務報告書はほぼ揃っています。合併村の事務報告書も一部の年代のものが残っており、『尼崎市史』第七巻に明治期の尼崎町及び明治・大正期の各村の事務報告書を収録しています。

市勢・村勢要覧 市勢・村勢の概要及び統計を各年ごとにまとめた史料で、年を追って各分野の推移を読み



取ることができます。大正七年以降の『尼崎市市勢要覧』及び、小田村・園田村の一部の年の村勢要覧を保存しています。

なお『市勢要覧』は、市域及び周辺地域の会社・工場リストを掲載しています。昭和戦前期に尼崎商工共和会が三次にわたって刊行した『尼崎商工名鑑』(及び後身の尼崎商工会議所『尼崎商工人名録』、同時期の兵庫県『工場一覧』、明治後期以降の全国『工場通覧』(柏書房復刻)といった商工名簿類と合わせて、有益な経済史文献として利用することができます。

議会会議録 尼崎町・市及び合併村議会の議事内容を記録した会議録は、政策決定経緯やそのときどきの重要課題・審議事項などを知ることができる有益な基礎史料のひとつです。尼崎町と合併村の会議録及び、市の会議録・議案等のうち昭和二三年以前のものは、すべて史料館で保存・公開しています。町・村議会については時期によって欠落がありますが、市議会会議録は大正五年以降のすべての年が揃っています。明治期から昭和二〇年代初頭の議会会議録は手書き・簿冊形態で、昭和八・一八年には市議会の議事速記録ないし会議録という名称の刊行物も作られています。

市公報 告示・辞令・教育・財務・戸籍といった、各行政分野の周知すべき事項を掲載する逐次刊行物です。大正六年九月に『尼崎市公報』(月刊)として創刊され、昭和一七年に『尼崎市民時報』と改題、広報的な内容へと変化した後、昭和二〇年五月に終刊しまし

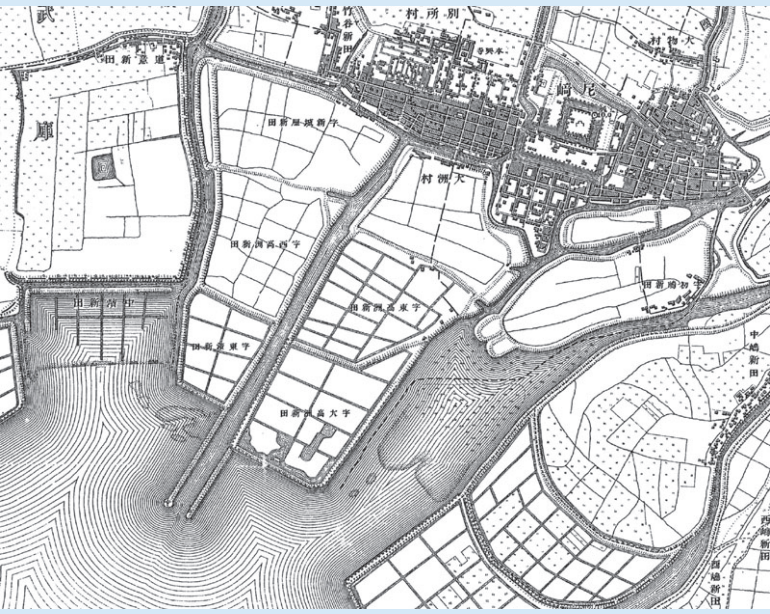
尼崎市が保存する最古の歴史的公文書

「明治一五・一六年波止場関係書」

史料館が所蔵する歴史的公文書のうち最古のものは、尼崎町の町制施行以前、戸長役場の時代に作成された「明治一五・一六年波止場関係書」という簿冊です(本項タイトル部分に画像掲載)。明治期から大正期にかけて、尼崎町政・市政上の最重要課題のひとつであった尼崎港の修築・管理について、その初期の様子を記録した貴重な文書です。

庄下川の河口に位置する尼崎港口は、東西に波止場が設けられ、近世から近代初頭にかけて漁業や舟運の重要施設として機能していました。しかしながら、港を管理する尼崎藩が廃藩となり、あとを受け継ぐ旧尼崎城下や周辺村の戸長役場には必要な管理を行なうだけの財源や余力がなく、「波止場関係書」が作成された明治一〇年代には港湾機能の低下が進んでいました。

「波止場関係書」には、明治一五年九月二〇日付けで、尼崎町戸長伊達尊親が兵庫県令森岡昌純に宛てた修築願い書の控えが綴られています。これによると、設備の荒廃が進んだ明治一二年に町民らが修築材料とするため旧尼崎城石垣の無償払い下げを出願し、一四年にこれが認められたため、翌一五年二月に防波堤の増築改修、港内の土砂浚渫工事を開始します。その費用は尼崎町など関係町村の協議費と有志の寄付によって賄われ、さらに二万人の町村民が浚渫作業に加わるなど、当初は地元町村が自力で修築を試みていたことがわかります。ところが工事が進まなかった明治一五年九月、激しい風波のため、工事中の防波堤が損壊してしまします。このため新たに生じた修築費用七千円



旧尼崎城下と尼崎港口 大日本帝国参謀本部陸軍部測量局 明治一八年測量 二万分の一仮製地形図「尼崎」より

た。昭和二年九月に復刊し二八年に『市報あまがさき』と改題、判型や発行頻度変更を経て現在まで刊行が継続しています。なお市報とは別に条例規則の制定改廃や告示などを掲載する『尼崎市公報』が昭和三年にふたたび創刊され、昭和六二年に終刊しました。

歴史的公文書の整理・保存・活用

歴史的公文書を保存・公開するためには、文書を作成主体ごとに整理し、リスト化することが必要です。史料館は、所蔵する歴史的公文書の簿冊目録及び、簿冊に綴られた文書一件ごとの件名目録を作成しています。いずれの目録にも表題・作成部局・作成年代などを記録し、簿冊目録には入手経緯等の出所情報や簿冊形態・保存状態等の情報を、件名目録には当該文書を綴る簿冊名称や個人情報の有無、公開可否などの情報を記録します。

保存の面では、良好で安定的な保存環境の確保と、劣化・損傷文書の修復・保存措置が重要です。光を避け、一定の温湿度条件のもとで文書簿冊を保存することが望ましく、青焼き印刷の文書や酸性紙の文書など経年的に劣化していくものについては、個別の保存措置や複製作成などの手立てを講じる必要があります。歴史的公文書の保存・活用及び、公文書館制度について法的に定めたのが、公文書館法（昭和六二年公布及び、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年公布）です。前者は国と自治体が歴史的公文書の保存・利用措置を講じる責務を有することを定め、後者は国の公文書を国民共有の知的資源と位置付け適切な作成・歴史的保存・利用を定めるとともに、自治体に対して国と同様の法的措置を求めています。

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当） 久保庭明（くぼにわあき）

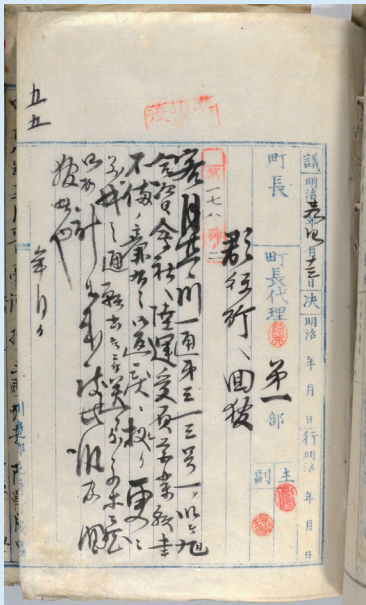
第二節〈史料編〉2

民間所在史料（近代の文書類）



今井賢之助氏文書のうち、昭和九年の室戸台風による大庄村被害報告書綴と県知事宛被災者救助願い

近代・現代公文書の形態とその変遷



郡役所へ回報

客月廿一日、川一通第三二三号一ヲ以テ旭合資会社へ陸運受負営業願書不備ノ廉有之、御返戻二抛リ、更二別紙之通願出候二付、送義案可然御取計相成度、此段及回報候也
年月日

〔川一通第三二三号一〕は、川辺郡役所からの通達番号）右の公文書は、尼崎町役場の「明治二十九年庶務関係書類」に綴られている起案文書です。このように、明治期の公文書は毛筆墨書きで書かれていて、文章も候文の形をとっています。大正・昭和戦前期と年代を経るにしたがって、墨からインク、くずし字から楷書体へと変化していきますが、文体は候文のままです。

この文書は「郡役所へ回報」というタイトルが付けられていて、郡役所から尼崎町役場に宛てた文書への回答案であることがわかります。文書の右側に町長・町長代理などと印字され、その囲みに押印している欄があります。これは起案文書の特徴である決裁欄と呼ばれるもので、起案者から上位の決裁権者へと順に回

近代の民間所在史料とは 個人宅や自治会、企業、組合等の各種団体で保管される（あるいは、保管されてきた）文書等の史料を「民間所在史料」と呼びます。本項では近代の民間所在史料を取りあげ、他項で個別に紹介する歴史的公文書や写真・日記等を含み込みつつ存在する史料「群」に着目して解説します。

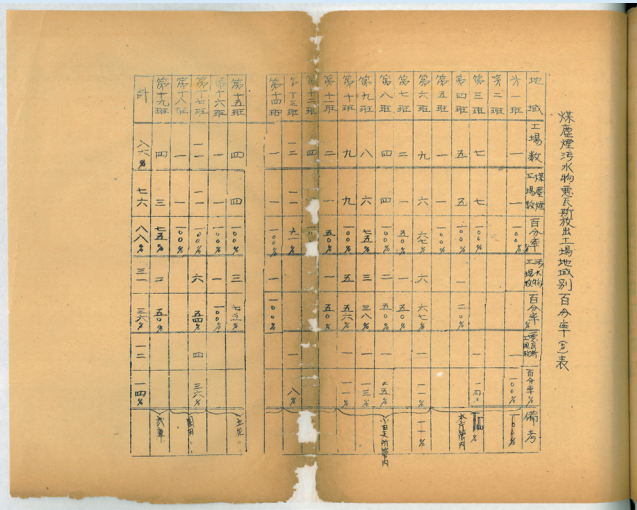
近代の町・村の文書 近代の民間所在史料のうち、町・村の役人を務めた家や、地域の自治会などで保管される史料群は、近世の町・村の文書を引き継ぐ近代の文書としての性格を持っています。

近世には、町政・村政の中心に名主や庄屋があり、町の会所や庄屋の家などが、役所としての機能を果たしていました。そして、そこでは多くの町政・村政に関わる文書が作成されました。役人が交代すると、町政・村政の重要な文書が筆筒などに入れて引き継がれます。近代に入り、特に明治期には地方行政制度がめまぐるしくかわりますが、そのような制度変更のなかでも、地域の文書は地域のなかで着実に引き継がれてきました。近代の民間所在史料は、「群」としては近代史料のみで構成されておらず、近世史料と一体になっているものが多いのが特徴です。

その理由として、ひとつは、近世以来の町・村の重要文書を引き継ぐ慣行が、地域に定着していたことがあげられます。いまひとつは、近世に名主・庄屋・大庄屋といった役人を務めていた家が、引き続き区長・戸長などの役職を務めることが多かったためです。このような文書管理の慣行は、さらに戦時中の町内会・部落会等を経て、現在もなお農会や自治会、社会福祉協議会などの地域団体に引き継がれている場合があります。土地や水利に関する近世以来の慣行が、明

議し、決裁を得る過程を表しています。近現代日本の行政制度を特徴付ける「稟議制」と呼ばれるシステムで、文書から決裁の流れを把握することができま。公文書に使われる用紙（料紙）にも、変化がみられます。明治期の公文書は和紙を使用していて、大正期から昭和戦前期にかけて、時代とともに徐々に洋紙の使用比率が増加します。昭和一〇年代後期から二〇年代にかけては、紙の質が極端に劣化する傾向にあり、左の写真はその一例です。この時期の公文書は、保存・取り扱いのうえで特に注意が必要です。

昭和二〇年代以降、候文から「です・ます」調へ、また野紙縦書きから横書きへと変化し、さらに機械化・システム化が進みますが、文書起案・收受の基本的な流れは大きく変わることなく、現在に至っています。



「昭和26年煤煙防止関係書」に綴られた文書のうちの1枚。酸性紙の劣化が進んだ結果、茶色く変色して非常にもろく、折り曲げただけで崩れてしまう状態が見てとれます。

治以降も生きていたことなどが、その大きな理由のひとつとしてあげられるでしょう。地域研究史料館は、こういった民間所在史料「群」を、寄贈・寄託などの手続きを経て収集し、保存・公開しています。そのうちの一部をご紹介します。

築地本町二丁目会文書 尼崎城下の築地本町二丁目会から寄託された弘化二年（一八四五）～昭和三十三年（一九五八）の史料により構成される史料群です。大半は近代の町入用、行事の金銭出納帳で占められ、近世以来の町場の史料である点に特徴があります。

宇保登氏文書 宇保家から寄託された寛永一三年（一六三六）～昭和三十五年（一九六〇）の史料により構成される史料群です。宇保家は近世には相給の下食満のうち旗本安部氏（信直系）所領の庄屋・年寄を務め、近代には戸長を務めました。近世の文書は大半が下食満の村政文書、近代の文書は地租改正関係のほか、村費徴収帳、戸長役場費勘定帳、選挙関係、戸籍関係といった村政に関わる史料が含まれます。現在の公文書にあたる文書が多くを占める一方で、農業経営や呉服等の諸々の通い帳など、宇保家の私的史料も含んでいます。年代が下るにつれて、宇保家の私的文書が増え、てくることも特徴のひとつです。

宇保氏文書と同様の性格を持つ史料群として太田善夫氏文書（善法寺）があります。太田家は近世は善法寺の庄屋、近代に入ると当主が区長や小田村長を務めました。また森源逸氏文書（今北、芋）の場合は、源逸氏の父である森平次郎氏が芋地区惣代や大庄村議会議員・村長を務め、また大庄村農会長なども務めていたことから、その関連史料が多く含まれています。川端正和氏文書 当主が水堂の戸長・区長、立花村議会

議員、橘土地区画整理組合副長などを務めた川端家から寄託された、宝永六年（一七〇九）～昭和三十九年（一九六四）の史料により構成される史料群です。近世・近代の村政関係及び同家の農業・酒造経営に関する史料に加えて、昭和初期の橘土地区画整理事業に関する詳細な文書・記録が特徴的です（本章第三節〈実践編〉2、「都市化を調べる」参照）。

友行部落有文書 友行福祉協会から寄託された文禄三年（一五九四）～明治四一年（一九〇八）の史料により構成されます。近世の村政、近代の地租改正及び寺社関係、野間井組の水利関係史料などがあります。

今井賛之助氏文書 昭和戦前期から戦後期にかけて、大庄村役場・尼崎市大庄支所に勤務した今井賛之助氏が保管していた史料群です。今井家から史料館に寄贈された明治一〇年（一八七七）～昭和三四年（一九五九）の史料により構成されます。旧大庄村役場・尼崎市大庄支所関係の文書が大半を占め、室戸台風の被害報告書綴りなど貴重な記録が含まれます。

個人・団体の文書により構成される史料群 前項に紹介したような町・村の文書に加えて、家や個人の私的な営みに関する文書や生活の記録、あるいは会社・企業など多種多様な法人・団体の文書・資料が作成されるのが近代の特徴です。こういった史料のなかにも、その時代の地域の姿や歴史を物語るものが多く含まれています。そういった史料群の事例をご紹介します。

小西久喜氏文書 小西家から史料館に寄託された明治六年（一八七三）～昭和二九年（一九五四）の史料により構成される史料群です。小西家は、近世以来、又兵衛新田に居宅を構えていました。近代以降、臨海部の新田地域は工業地帯へとその姿を変貌させていきま

す。この史料群には、不動産売渡証書や土地売買契約書といった臨海部に進出する工場（尼崎築港・尼崎製鉄・日本石油等）への用地売却に関する文書、あるいは特産品の尼芋（甘藷）を京都の甘藷組合や明石・兵庫などへ出荷したことを記す明治初年の書簡など、臨海部の歴史の変遷を示す史料が多く含まれています。

浜国民学校疎開関係史料（藤田浩明氏文書） 昭和一九年、尼崎市は学童疎開対象都市に指定され、翌二〇年にかけて市域南部の国民学校児童集団疎開を実施しました。兵庫県氷上郡の寺院などに児童を疎開させた浜国民学校が空襲により罹災炎上した際、当時校長だった藤田寛治氏が校舎から疎開関係の書類を救い出しました。学校は閉校となり、藤田家に保管されていた史料は、のちに史料館に寄贈されました。昭和一九～二〇年（一九四四～四五）の疎開事務書類綴りや児童の名簿・出席簿、現金出納簿等により構成されるこの史料群は、子どもの戦争体験を調べる甲南大学人間科学研究所が発行する『兵庫県学童疎開関係史料集成』第二輯・第三輯（二〇二二・二〇二三）に一部が翻刻され、疎開に関する公的記録が全国的にほとんど残っていないなか、極めてまれな史料群と評価されています。

また、この史料群とは別に、浜国民学校児童であった川村徳太郎氏が疎開先から家族に宛てた私信類が、**浜国民学校疎開関係手紙類**として同氏から史料館に寄贈され、これも貴重な疎開関係史料となっています。

以上のほか、商家の経営に関する史料や小作地経営に関する土地管理会社の史料、会社・工場の営業報告書やパンフレット等の経営史料、学徒勤労動員に関する日記・手紙類など、史料館では多種多様な近代の民間所在史料を保存・公開しています。

はじめに 人々が目にするリアルな光景を写し撮り、平面に固定化する写真は、そのときどきの風景や人物、できごとなどを記録する貴重な画像史料です。

多くは文字によって記録される他の史料からは得られない、写真ならではの視覚情報を読み取ることができます。地域の歴史を調べるうえで欠かせない史料として、地域研究史料館の利用者の多くが、多様な調査テーマや目的をもって、写真史料あるいはこれを掲載する絵はがきや写真集等の刊行物を閲覧利用しています。加えて史料館には、刊行物やウェブサイト、動画放送などに使う写真素材の提供依頼も日々寄せられます。

こういった写真と絵はがきについて、本項では史料館所蔵の明治～昭和戦前期の史料を例示して解説していきます。なお、航空写真については本書第Ⅲ部第一章第二節〈史料編〉2「航空写真」に、写真の整理・保存作業、データベース化・デジタル化と活用については第六章第二節〈史料編〉3「現代の写真史料」に解説しているので、合わせて参照してみてください。

近代日本の写真事情 一九世紀前半、ヨーロッパで写真撮影・焼き付けの技術が開発されます。一九世紀半ば頃には日本にも写真技術が伝えられ、幕末から明治期にかけて技術の習得と実用化が進みました。

明治初期の写真撮影は、ガラス板製の写真湿板を用いていました。撮影直前にガラス板を溶剤で濡らし、乾く前に撮影してその場で現像する必要があり、経験を積んで高度な技術を習得した「写真師」と呼ばれる専門家でなければ写真を撮ることはできませんでした。

これに対し、あらかじめ感光素材がガラス板に塗布してあり、あとで現像できる写真乾板の輸入が明治一〇年代後半に始まります。技術習得が従来より容易

近代の社会運動に関する史料群もあります。ただ、社会運動関係のビラやチラシ、ニュースといった原史料は地元に残る例が少なく、調査研究の多くは法政大学大原社会問題研究所など市外機関が保存する史料や刊行物に依拠しています。この分野で近年羽原正一氏文書が史料館に寄贈されました。尼崎を含む阪神地域の昭和戦前期農民運動に関する貴重な原史料の史料群です。本書刊行時点においては未整理・未公開ですが、今後整理のうえ閲覧利用に供していく予定です。

近代の民間所在史料のゆくすえ 高度経済成長以降、全国的傾向として、個人宅や自治会などで保管されてきた史料は、世代交代や家屋建て替えをきっかけに廃棄され、あるいは散逸することが多くなりました。コミュニティの弱体化、高齢化、核家族化など、さまざまな社会の変容が影響しています。さらに、地震・津波・風水害といった大規模自然災害も、廃棄・散逸のきっかけになります。後者については歴史学会や大学、史料保存機関等が構成するボランティア団体（歴史資料ネットワーク、名称は地域により異なる）が各地で作られ、民間所在史料の保全活動を展開しています。

民間所在史料は、ときに公的な文書・記録を含み込みつつ、今日まで大切に保管されてきました。その地域の歴史を伝える、貴重な地域資源・歴史遺産です。その一方で、史料群の種類や性格、保管主体は多種多様であり、全容を把握することは容易ではありません。つねに廃棄・散逸の可能性がある民間所在の史料群を、どのようにして社会的・組織的に保存・活用していくのが、今後の大きな課題であるといえるでしょう。

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当） 河野未央

現尼崎市域最古の写真



上：廃城前の尼崎城（野村小弓氏提供写真）右：大刀と回転式連発ピストルを持つ徒目付・荻野源左衛門毛登也（渡辺憲一郎氏提供写真）
いずれも幕末・維新时期撮影と考えられ、現在確認されている市域で撮られた写真のなかで、もっとも撮影時期が古い数点のうちの2点です。

第二節〈史料編〉3

写真・絵はがき



昭和戦前期の阪神国道・西難波を写した写真乾板（木田幸雄氏寄贈）

になったことで、明治二〇年代には各地に続々と写真師・写真館が生まれ、さらに個人で撮影機材をそろえ、家族写真や趣味としての写真を撮る人も登場します。その後、明治後期から大正昭和期にかけて、写真フィルムフィルムの登場と普及、小型で従来より安価な国産カメラの開発と普及が進み、カメラ人口は増大していきます。とはいえ昭和戦前期までは、経済的に余裕がある人でなければ自前のカメラで写真を撮ることはむずかしく、庶民が気軽に手を出すことができる趣味というわけにはいきませんでした。加えて戦時下には配給統制によるフィルム入手の困難や撮影そのものへの規制が強まり、撮ること自体がむずかしくなっています。

現尼崎市域の近代写真史料 現在確認されている市域で撮影された写真のなかでは、幕末ないし明治初年頃撮影と思われる数点がもっとも古く、これらは廃城前の尼崎城、あるいは尼崎藩士やその家族を写したもので、そのうちの二点を前頁下段に掲載しました。

『尼崎市現勢史』（土井源友堂、一九一六）によれば、明治二九年（一八九六）、市原卯吉が営む市原写真館が別所町に開業しており、このときすでに旧城郭内には別の写真館が存在していました。さらに明治三〇年代後半に入ると、旧城郭内に酒見五百次郎が酒見泉金堂を開業しています。

町場への写真館出店に象徴されるように、写真を撮ることそのものが近代化とともに都市部に生まれた文化であり、現在残っている写真もその多くは、尼崎旧城下をはじめ都市化が始まる場所の風景や人物などを写しています。純然たる農村地帯が多くを占めた現市域北部や旧大庄村域で撮られた写真は、時代がさかのぼるほど相対的に少なくなる傾向にあります。



酒見泉金堂製「丸島」明治45年頃発行 昭和9年の室戸台風により壊滅するまで、丸島は豊かな漁村であった。かつての武庫川河口から東に伸びる、「出洲の鼻」と呼ばれた砂州さすを記録する貴重な1枚。

「御大典記念献上 尼崎市写真帖」

大正天皇の御大典（即位の礼などの儀式、大正四年（一九一五）を記念して尼崎市が作成したもので、撮影・製作は市原写真館・酒見泉金堂が担当しました。大正五年の市制施行当時の主要公共施設・学校・工場・風景・寺社などを写した四一枚の写真を掲載し、一枚一枚に解説を付した貴重な写真史料群です。



左の写真は、この写真帳に掲載された一枚です。

明治四三年に庄下川しょうげがわ西岸の庄下橋から宮町八軒町（現国道四三号庄下川橋付近）の区間に設けられた、尼崎町初の本格的な公園である「庄下遊園地」を撮影したもの。これも尼崎町初の自動電話（公衆電話）として、大正元年二月一四日に設置された木製電話ブースが写っています。



写真乾板を使って撮影した写真

左に掲載したのは、本項冒頭に紹介した写真乾板の画像を反転させたものです。大正期から昭和戦前期にかけてフィルムが普及しますが、依然としてガラス製の写真乾板も使われていました。阪神国道（現国道二号）の国道電東西難波停留場を西から望むカットで、寄贈者木田幸雄氏の父・梅太郎氏が親族とともに沿線田地を購入・造成して建てた、内装工事中の貸店舗が左端に写っています。

同店舗の建設・貸出し時期から、昭和一三年（一九三八）撮影と考えられます。



小西乙次氏撮影・寄贈写真

大正後期から昭和戦前期の尼崎地域を撮影したモノクロプリント一〇六点、フィルム・写真乾板など計三八七ショットからなる写真群です。近代化以前の風情を伝える各所の風景や人々の様子、それと対比される工場や鉄道施設などがおもな被写体です。小西氏は、知人から借りた米国製カメラで撮影したということです。右の写真は大正一二年頃撮影。猪名川・藻川もがわ合流点付近で水遊びに興じる人々を写した一枚です。





ながす
長洲の大阪製麻が昭和11年頃発行した、数枚セットの絵はがきのなかの1枚。女性労働者向けの教育・福利厚生の実をアピールしている。製品や営業活動などを広報するため、企業も盛んに絵はがきを発行した。

市民が集めた写真史料群

一九九〇年前後、市域行政区（旧市村）を単位とする三冊の歴史写真集が刊行され、このうち『写真でつづる近代大庄のあゆみ』（尼崎市社会福祉協議会大庄支部出版委員会、一九八八）と『ふるさと「尼崎」のあゆみ―写真が語るあまがさき―』（本庁地域写真集刊行実行委員会、一九九四）の掲載写真及び編集過程で地域に呼びかけ収集した近代・現代の写真（それぞれ約一、七〇〇点）が、史料館に寄贈されています。住民主体の委員会でなければ収集し得ない、個人や企業・団体が保存する貴重な写真の数々が含まれます。



尼崎市社会福祉協議会大庄支部出版委員会収集写真のうちの1枚。平瀬真砂氏所蔵の大正期発行絵はがきの画像。武庫川東岸から下流方向、阪神電鉄武庫川橋梁を望む。なお、同じ絵はがきを史料館も所蔵している。



本庁地域写真集刊行実行委員会収集写真のうちの1枚。井澤好子氏提供。築地北浜4丁目、醤油醸造業井澤忠平商店。昭和初期撮影。

写真集には、史料館所蔵写真や市広報課撮影・所蔵写真（現在は史料館に移管）も数多く掲載されています。写真集が刊行されたことで、市民は地域を記録する写真の数々を、容易に閲覧利用することができるようになりました。また、掲載されなかったものも含めた膨大な写真コレクションが史料館に寄贈され、市民の利用に供することが可能となりました。加えて写真集刊行とその後の閲覧利用が呼び水となり、さらに多くの写真史料が発掘され、史料館に提供されるという好循環を生んでいます。住民主体の写真集編さん刊行の取り組みは、長く後世に伝えることができる、いわば一種の写真文化遺産を創る営みといえるでしょう。

なお、同種の刊行事業により寄贈された写真群として、『全記録わが町いまむかし展―尼崎水堂立花ひとつの地域図誌』（上村武男編、水堂須佐男神社、二〇〇五）のための撮影・収集写真約三〇〇点があります。

尼崎市や小田村も絵はがきを発行しました。市制施行記念や尼崎市・小田村解消合併記念（昭和十一年）、尼崎市各種工事竣工記念（昭和十四年）、小田村庁舎新築記念（大正二十二年頃）といったシリーズがあります。

史料館が所蔵する絵はがきは、平成二十七年末現在、約五、七〇〇点を数えます。このうち尼崎市域及び阪神地方など近隣で発行され、公開について著作権上問題がないと判断できるものを収録する絵はがきデータベース「あまがさきPCD」を構築し、目録情報を添付した画像をウェブ上に公開しています。（<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/pcd/>）

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当） 辻川敦（tsukagawa.toshiaki@gmail.com）

第二節〈史料編〉4

近代の刊行物

―『尼崎市史』以前の

市村史誌・郡誌―



尼崎地域の近代史を調べるうえで、二次史料である刊行物もまた重要な史料です。多種多様な近代の刊行物のうち、ここでは基本文献として、大正期から昭和

戦前期にかけて刊行あるいは計画された市村史誌と郡誌を紹介します。^① 史誌類以外については、本節1「歴史的公文書」に行政刊行物を、また第三節〈実践編〉1の「新聞からみる尼崎の政治」に新聞史料を紹介し、解説しているので、参照してください。

『**尼崎市現勢史**』 富田重義^②・前川佐雄編、土井源友堂刊行、大正五年（一九一六）、B五判、本文二六五頁、折込市域図一枚。

同年四月の市制施行を記念して民間会社が刊行・販売したもの。自治行政の視点から、工業化が進む尼崎市の都市課題を解決するため、検討材料の提供を意図して編さんされました。市史及び行政沿革、人口、面積、産業及び行政各分野、社寺宗教、名所旧跡、団体、人物などを取りあげ、現状と沿革を記録しています。

なお、同じく大正五年に刊行された同様の趣旨・内容の民間刊行物に、大日本郷土史編纂局刊行の『**尼崎郷土史**』（大日本郷土史兵庫県第一編）があります。

『**尼崎志**』 尼崎市編集・刊行、菊判。第一篇昭和五年（一九三〇）、本文七一五頁。第二篇昭和六年、本文八五八頁。第三篇昭和一〇年、本文四五六頁。昭和四九年に復刻版が名著出版から刊行されています。

大正九年に市制施行五周年を記念して事業が開始され、のちに市史編纂主事となる永尾利三郎が調査・編集・執筆を担当しました。永尾は創立当時の市立図書館の現場責任者を務めたほか、俳人永尾宋斤^{（そへい）}としても知られる人物です。第一篇は当時の市域（現中央地区）の寺院、辻地藏、墓所、寺院関係の旧小字、第二篇は

神社、神道・仏教・キリスト教の各教会、講及び金石文年表、第三篇は尼崎城及び尼崎魚市を取りあげ、各項目の由来・沿革等を詳述しています。綿密な取材と史料調査をもとに執筆され、廃寺などすでに存在しない施設に関する解説や、現在はあるが所在不詳の史料にもとづく記述もあり、総じて貴重な記録といえます。

準備過程で広く史料提供が呼びかけられ、大正十一年には尼崎第一尋常小学校（現明城小）で郷土史料展覧会が開催されました。行政沿革、産業、名所旧跡、人物等からなる当初目次案が残っており、羽間美智子氏は、史料収集の不十分さから前記のような目次編成への変更が行なわれたものと推測しています。^③

『**尼崎市政史**』『**尼崎志**』に続いて計画され、小田村との合併直前の昭和十一年三月に市会が刊行の建議を議決のち、大庄^{（おおしろ）}・武庫^{（たけくら）}・立花村と合併後の昭和十七年度に編さんを開始。昭和二〇年度中に完成予定でしたが、結局未刊行に終わりました。昭和十九年発行の『**尼崎商工会議所史**』を執筆した野間義治（詩人、号「骨仁」）が編集・執筆を担当しましたが、途中で病気退職し、後任者が原稿作成を引き継ぎました。

作成された原稿は二〇〇字詰一、六〇〇枚以上に及んでおり、尼崎藩政史を中心とする市史、町政市政史、産業及び行政各分野、社寺、名所旧跡、市政年表などを目次項目としています。歴代市長の業績をはじめ、町政市政の詳細な記録作成が意図されていました。

『**小田のしるべ**』 小田村編・刊行、大正一二年、一七・五×一・一・五センチ、本文一三三頁、折込村域図一枚。増補改訂版大正一三年、同判型、本文一九一頁、折込村域図一枚。

大正期の小田村は、工場進出や都市化にともなって

行政事務が増大したため、手狭となった役場を新築移転し、大正一二年七月に落成式を行ないました。本書はこれを記念して作られ、落成式出席者に配布されました。地勢・施設・吏員など村の概要、村史、大字史、名所旧跡のほか、面積・人口・産業・行政各分野の詳細かつ広範囲な統計を掲載しており、都市化の様相を客観的数値により示す内容となっています。

『小田村勢』 小田村編・刊行、昭和七年、四六判、本文一六七頁、折込村域図等三枚。改訂版昭和一二年、同判型、本文三二六頁、折込村域図等三枚。

『小田のしるべ』再版に替えて、ほぼ同じ内容構成で、現状分析をさらに充実させて刊行したものです。

『立花志稿』 寺阪五夫編、立花村刊行、昭和一五年、変形菊判、本文二九八頁。

都市化のなか失われつつある旧来の村を記録すべく、紀元二千六百年に合わせて刊行されました。編者は立花村助役です。内容は行政沿革、大字史、社寺、河川水利、名所旧跡、古文書など。編者自身が調査したと思われる各種文献や村内の古文書類を豊富に引用し、一次史料に依拠して編さんされました。引用史料のなかには、今日では所在不詳のものもあり、貴重な記録といえます。内容はほぼ歴史分野に集中しており、現状の項目はほとんど掲載されていません。

なお、編者の寺阪は、立花村助役就任以前は生野警察署長など警察官としての経歴があり、戦後は故郷の岡山県で何冊もの郷土史誌を著した人物です。

『大庄村誌』 大庄村教育調査会編・刊行、昭和一七年、A五判、本文三八七頁、折込村域図一枚。

急速に進む工業化・都市化により失われつつある歴史や民俗を記録すべく、尼崎市との合併を前に村内国

民学校教員により教育調査会が組織され、わずか半年で調査・執筆を終え刊行されました。自然地理、大字史、行政沿革、産業及び行政各分野の現状、社寺、人物、伝説、民俗、解村合併経緯などを記録しています。

『武庫村誌』 立花村・大庄村と同時期に編さんが進められ、昭和一七年二月の尼崎市との合併覚書にも村誌完成がうたわれていましたが、結局刊行には至りませんでした。作成された原稿は予定の一六章のうち一四章分の全部または一部、二五〇字詰七〇枚以上に及んでおり、自然地理、村史、大字史、行政沿革、産業及び行政各分野の現状、社寺、人物、伝説、民俗、解村合併事情などを目次項目としています。なかでも歴史・民俗分野が大きなウエートを占めており、この部分は阪神間の数々の郷土史調査・編さんに携わった郷土史家・松田直一が執筆しました。

なお、松田が執筆した第四章「人情風俗」の未成稿が、『地域史研究』に翻刻されています。⁴⁾昭和一〇年代に本格化する都市化・住宅地化以前の、村の生活や民俗の諸側面を取材した貴重な記録といえます。

『川邊郡誌』 原田長治著、川邊郡誌編纂会刊行、大正三年、菊判、本文六四六頁、折込郡域図一枚。

『武庫郡誌』 武庫郡教育会編・刊行、大正一〇年、四六倍判、本文五九四頁、折込郡域図一枚。

両書とも郡史及び郡内各町村史を記し、『武庫郡誌』は現状にも多くの頁を割いています。『川邊郡誌』は各町村の名土略歴を写真入りで掲載しており、人物を調べるうえで便利です。いずれも昭和四八年に中央印刷から復刻版が刊行されています。

『尼崎市史』以前の市村史誌・郡誌の特徴 以上、現市域の旧市村を対象に編さんされた史誌類をご紹介します。

しました。なお園田村については、村誌刊行が計画された事実を現在のところ確認することができません。こういった史誌類には、いくつかの共通点があります。急速に進む都市化や市村合併という背景事情があり、都市課題を把握し解決していくために現状を記録し、同時に失われつつある歴史を記録しています。現状と歴史のいずれに力点を置くかは、各主体の刊行意図や状況、編著者の問題関心に左右されていると思われます。都市化や解村といった切実な編さん理由があり、現状記録がしばしば重視されるのが、高度経済成長期以降に刊行される自治体史との違いでしょう。

これらの史誌類には、時代特有の偏狭な郷土意識や、史実と伝承の無批判な混用もときにみられます。その一方で、今日では調査し得ない民俗や、所在不詳の原史料が記録されている場合も多く、戦後歴史学の到達点に立った実証的な史料批判のうえで、有意義に活用していくことが望まれます。

〔注〕

- (1) 尼崎地域の市村史誌について論じた論考に、辻川敦「尼崎における地域史の編纂―『尼崎市史』以前の市村史誌―」（あまがさき未来協会「季刊TOMORROW」第八巻第四号、一九九四・三）がある。
- (2) 奥付の表記。同書緒言等には「富田茲嘉」とある。
- (3) 羽間美智子「宋斤・永尾利三郎と尼崎」Ⅰ～Ⅳ（尼崎郷土史研究会会報『みちしるべ』第二四～第二七号、一九九六・三～一九九九・三）
- (4) 松田直一「武庫村の民俗」（『地域史研究』第七巻第二・第三号、一九七七・一〇、一九七八・三）

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当） 辻川敦

第二節〈史料編〉5

日記・手紙・回想



高田勉氏文書より明治43年当用日記（「高田伊之助日記」の一部）

個人の記録としての日記・手紙・回想 歴史的公文書や町・村の文書、あるいは行政刊行物や市村史誌など公刊された記録が、地域の歴史の「骨格」となる基礎的な情報を記すのに対して、個人の日記や手紙、回想は、過去に生きた人々の思いをいまに伝える、いわば歴史の「肉」の部分を記す史料です。

過去に人々が何を考え、どのような生活を送っていたのか。つねに移ろいゆく市井の営みを知ることは、史料の制約もあり容易なことではありません。その時代の人々にとってあたり前の習慣・風習・行事などが、現在の私たちにとってはすでに失われたものとなっていることも往々にしてあります。日記・手紙・回想記録といった史料は、地域の生活史や人々の内面を知るうえで、きわめて有益なものであるといえます。

史料館が収集する日記・手紙・回想 史料館では、尼崎の歴史を多角的な視点から検証し、より豊かなものとしていくことを意図して、これらの史料を意図的に収集・公開してきました。紀要『地域史研究』に日記・手紙の翻刻や多様な回想記録を掲載し、その成果は『図説尼崎の歴史』にも盛り込まれています。

その内容・分野は、時代の日常生活を記録した日記、従軍体験や銃後の戦争体験の日記・手紙・回想、労働体験や社会運動の体験記録など、多岐にわたります。その全容は本章第一節〈入門編〉末尾に掲載する『地域史研究』掲載論文・史料等一覧を参照していただくこととし、ここではその代表的なものを紹介します。

日記 日記に類するもののなかには、公的な記録日誌もあり、これを翻刻した例もありますが、ここでは個人の私的な日記を取りあげます。個人日記からは、記した当事者を取り巻く環境や、生活習慣・風俗・行

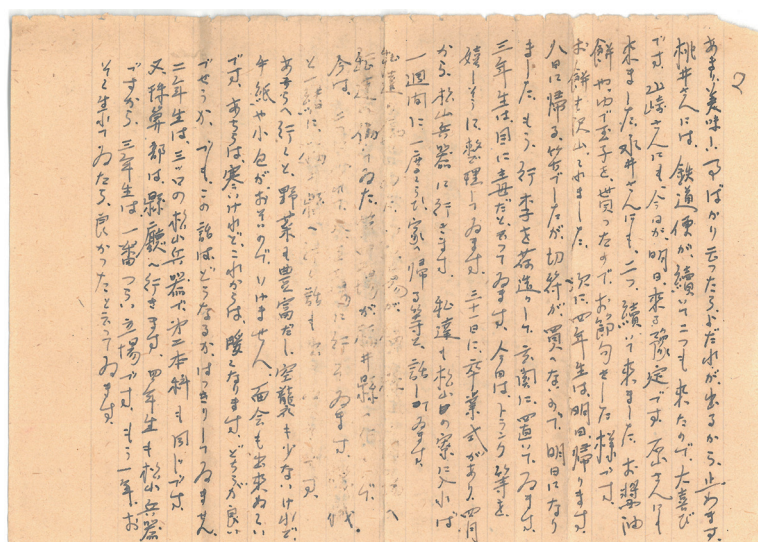
事といった、さまざまな情報を読み取ることが出来ます。あるいはまた、日記が書かれた当時の歴史的な事件や出来事に際して、人々がとった行動や反応、それに対する感情をつかがい知ることが出来ます。

高田伊之助「明治末尼崎町商家の青年の日記」（第一九巻第二号・第三号、第二〇巻第一号・第三号、第二一巻第一号・第二号掲載） 明治三九年（一九〇六）と明治四二年から大正二年（一九一三）の間、当時一〇代であった高田伊之助青年が記した日記です。明治末から大正初期の尼崎町に営まれた日常の暮らし、人々の生活史の一端を垣間見ることが出来ます。日記が書かれたのは日露戦争後、尼崎が重化学工業を中心とする近代工業都市へと大きな変化を遂げた時代でした。高田氏の日記にも、工場の建設により町の景観が変化していく様子が記されています。年中行事や地域の祭礼に関する記述がある一方で、明治四三年の韓国併合条約締結発表を奉祝する祝賀会・提灯行列の様子など、国家的な出来事に対する地域の反応も記録されています。

岡本忍「尼中生の戦中戦後日記」（第一五巻第三号、第一六巻第一・二号掲載） 兵庫県立尼崎中学校生徒であった岡本忍氏が、勤労働員により長洲の尼崎精工で働いた昭和二〇年（一九四五）六月から終戦後九月までの日記です。前述の高田日記と同様、一〇代の青年が書いた文章ですが、明治期の高田日記が文語体で事実を簡潔に記すのに対し、岡本日記は口語体で記され、そのときどきの筆者の心情が赤裸々に吐露されます。設備・体制が整わない現場での労働を余儀なくされる鬱屈の一方で、友人との交流や異性への興味・関心など、戦時下においても一〇代らしい日常を送る様子を読み取ることが出来ます。

手紙 郵便制度の発達により、近代以降手紙の量は爆発的に増えました。史料館が収集する近代の文書群のなかにも、多種多様な内容・種類の封書や葉書といった書簡史料が含まれます。ここでは『地域史研究』に掲載した特徴的な手紙にしばって紹介します。

日露戦争従軍者書簡 近代の手紙のなかで、特徴的なもののひとつに、軍事郵便があります。従軍した将校や兵が、戦地から銃後の家族や知人などに出すもので、日露戦争時に制度が確立されました。『地域史研究』第二八巻第一号掲載の米澤敏男「温容、追想の我が祖父」は、尼崎から日露戦争に従軍した軍医・米澤幸造の手紙によりその軍歴をたどるもの。第三八巻第二号掲載



渡部藤子氏の手紙のうちの1枚（尼崎精工勤労動員生徒書簡類）

の田中敦「日露戦争従軍者書簡等について」は、橋本治左衛門氏文書中の従軍者書簡の翻刻と解説です。

勤労動員生徒と家族の手紙 戦時期尼崎の軍需工場には、遠隔地から中等学校生徒が動員されました。四

国からの動員も多く、『地域史研究』第一五巻第一号及び第一七巻第二号、第一八巻第三号、第一九巻第二号・第三号に、住友金属工業・プロペラ製造所に動員された愛媛県立大洲中学校の報国隊尼崎隊職員日誌と同県立松山高等女学校生徒の動員日記・家族との手紙、尼崎精工に動員された私立松山女子商業学校の生徒と家族の手紙を掲載しています。

上段の写真は、松山女子商業の生徒だった渡部藤子氏の、両親宛の手紙のうちの一枚です。生徒たちが実家から送られる食糧の差し入れを楽しみにしている様子などをしたためています。中央左の四行が不鮮明で、判読すると福井県への工場疎開計画の話題を書いていたようです。中途半端な消し方で事情がよくわかりませんが、これらの書簡類のなかには検閲済を意味すると思われる押印があるものもあり、軍事機密漏洩防止を考慮して文章が消された可能性も考えられます。

回想 わたしたち一人ひとりが持っている記憶。それは個人のライフストーリーであると同時に、大きな歴史の枠組みのなかでとらえられるものです。個人の記憶を回想として記録することは、地域の歴史を紡いでいくうえで欠くことのできない作業といえます。

日記や手紙がリアルタイムで書かれるのに対し、回想はある程度の時間をおいて過去を振り返るものという違いがあります。過去の記憶や印象は、その後の当事者の置かれた状況や経験によって変容する可能性をまめがれることができます。その点をふまえたうえで、

で、文字として残ることの少ない個人の体験や、そのときどきの思考・感情などを垣間見ることができるという点において、回想記録は貴重な史料のひとつということができます。

労働体験 『地域史研究』の第一一巻から第一七巻にかけて集中的に取りあげたものに、昭和戦前期の尼崎地域で繊維工業に従事した女性労働者の回想記録があります。その多くは、東洋紡績神崎工場で働いた新潟県出身女性を中心とする、東洋紡績神崎会のメンバーによる体験手記です。また、第二二巻第二号には、他の工場での労働体験、あるいは神崎会の会員ではない女性労働者の東洋紡での体験を、聞き取り調査により収録しています。日本の産業を支えた労働者の労働実態に関する貴重な記録であり、また出稼ぎの若年女性や戦時期の女子挺身隊員、寄宿舎の世話役の先生や舎監など、多様な立場からの回想を記録することで、立場の違いによる記憶の差異を浮き彫りにしています。

社会運動の回想 大正期以降、尼崎地域で活発に展開された労働運動・農民運動の体験記録も『地域史研究』が集中的に取りあげた分野のひとつです。第三巻から第八巻にかけて掲載ののち、小野寺逸也編『戦前尼崎の労働運動』（尼崎労農旧友会、一九七九）にまとめられました。この時期の社会運動に関する史料は乏しく、体験の記録化はその不足を補う重要な作業です。運動の実態に加えて、携わった人々のライフストーリーにも踏み込んでおり、労働運動という「点」（あるいは「面」と、活動家の個人史という「線」の両方を見ることができるとなっています。

（執筆） 地域研究史料館（担当 久保庭明）